

事務連絡
令和元年12月5日

各都道府県
地方創生担当課
財政担当課
市町村担当課 御中

内閣府地方創生推進事務局

地方創生移住支援事業の地方分の財政負担割合について（周知）

平素より地方創生の推進に御理解御協力を賜り御礼申し上げます。

地方創生移住支援事業の地方分の財政負担割合については、平成30年12月21日付内閣府地方創生推進事務局事務連絡「2019年度地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）に係る実施計画等の作成及び提出について」（以下「事務連絡」という。）に定めているところですが、その運用を下記のとおり周知いたします。なお、各都道府県の市区町村担当課におかれましては、管内の市区町村にも周知願います。

記

1 地方分の財政負担割合

地方分の財政負担割合については、事務連絡の別添1-1「移住支援事業・マッチング支援事業について」のIの1において、「財政負担割合は、国1/2とし、地方分は、原則として、移住支援金、移住支援金の支給に係る事務経費のいずれについても、都道府県1/4、市町村1/4とする。」と定めているところですが、地域の実情等に応じて都道府県と市町村の割合を変更することが可能です。

2 地方分の財政負担割合を変更する場合の手続

地方分の財政負担割合を変更する場合、都道府県及び市町村は、内閣府に対して実施計画の変更交付申請書を提出する必要があります。具体的な手続については、以下の担当者まで御連絡ください。

(担当者)

内閣府地方創生推進事務局 大森、久保
電話：03-6257-1413